

平成 28 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ウォーターダイレクト  
代 表 者 名 代表取締役 樋口 宣人  
執行役員社長  
(コード番号:2588 東証第二部)  
問 合 せ 先 執行役員 長野 成晃  
管理本部長  
(TEL 03-5487-8101)

(訂正) 当社と株式会社エフエルシーとの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、  
会社分割 (吸収分割) による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ

平成 28 年 4 月 15 日付で公表いたしました「当社と株式会社エフエルシーとの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、会社分割 (吸収分割) による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」について、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

## 記

## 1. 7 ページ (注 3) 単元未満株式の取扱い

## [訂正前]

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式 (100 株未満) を保有することとなるエフエルシーの株主の皆様 (平成 28 年 4 月 15 日現在のエフエルシーの株主は 14 名ですが、そのうちの当社の単元未満株式のみを保有することとなる株主の皆様は 7 名の見込みです。) は、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、下記の制度をご利用いただくことができます。(後 略)

## [訂正後]

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式 (100 株未満) を保有することとなるエフエルシーの株主の皆様 (平成 28 年 4 月 15 日現在のエフエルシーの株主は 14 名ですが、そのうちの当社の単元未満株式のみを保有することとなる株主の皆様は 0 名の見込みです。) は、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、下記の制度をご利用いただくことができます。(後 略)

## 2. 7～8 ページ

## (4) 本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

## [訂正前]

(前 略) 具体的にはエフエルシーが発行している新株予約権の行使価額を普通株式交換比率である 530 で除した価格が、交付する新株予約権の行使価額となります。これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式 530 株が新たに交付されることとなります。(後 略)

## [訂正後]

(前 略) 具体的にはエフエルシーが発行している新株予約権の行使価額を普通株式交換比率である 530 で除した価格が、交付する新株予約権の行使価額となります。これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式 3,511,250 株が新たに交付されることとなります。(後 略)

## 3. 17 ページ 6. 会計処理の概要

## [訂正前]

本株式交換は、取得に該当いたします。なお、本株式交換に伴い、当社の連結財務諸表上、のれん (又は負のれん) が発生する見込みですが、発生するのれん (又は負のれん) の金額は現時点で未定です。

[訂正後]

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等として処理する予定です。なお、本株式交換に伴い、当社の連結財務諸表上、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負ののれん）の金額は現時点で未定です。

4. 24 ページ 1. 公開買付者（予定）の概要（平成 28 年 4 月 15 日現在） 表内 (8) 人的関係

[訂正前]

光通信の取締役 1 名が当社の取締役を兼務しております。また、光通信の従業員 1 名が当社の取締役（社外）を兼務しております。

[訂正後]

光通信の取締役 1 名が当社の取締役を兼務しております。また、光通信の従業員 1 名が当社の取締役を兼務しております。

5. 29 ページ

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

[訂正前]

「3. 本公開買付けに関する意見（予定）の内容、根拠及び理由（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、当社は、光通信と利害関係を有しない独立役員である当社社外取締役 3 氏に対し、本決議を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものではないか否かに関する意見を求めました。（後 略）

[訂正後]

「3. 本公開買付けに関する意見（予定）の内容、根拠及び理由（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、当社は、光通信と利害関係を有しない独立役員である当社社外役員 3 氏に対し、本決議を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものではないか否かに関する意見を求めました。（後 略）

6. 33 ページ 1. 第 6 回新株予約権 表内 (1) (2) (3)

[訂正前]

(1) 新株予約権の数

1, 387 個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 735, 110 株（新株予約権 1 個につき、当社普通株式 530 株）

(3) 新株予約権の払込金額等

本株式交換に際し、エフエルシーの第 2 回新株予約権 1 個に代えて、当社の第 6 回新株予約権 1 個を交付する。

[訂正前]

(1) 新株予約権の数

1, 402 個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 743, 060 株（新株予約権 1 個につき、当社普通株式 530 株）

(3) 新株予約権の払込金額等

本株式交換に際し、エフエルシーの第 2 回新株予約権 1 個に代えて、当社の第 6 回新株予約権 1 個を、エフエルシーの第 2 回（その 2）新株予約権 1 個に代えて、当社の第 6 回新株予約権 1 個を、それぞれ交付する。

以上